

奈良県告示第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、大和高原南部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和五年五月三十日

奈良県知事 山 下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 箕輪 周治

桜井市大字吉隱四八

森 清人

笠一八六八

中畠 博

小夫嵩方五二八

尾植 基二

宇陀市大字陀岩清水三六一

西岡 新一

口今井六七六

吉岡 秀義

野依二〇〇

井上 源一

小和田一三三

西垣 実

菟田野宇賀志五一一二

新 貢

佐倉一九四

中野 理

大神二六三

和田 榮

榛原萩乃里八三

大西 正和

比布九六五

鴻池 嘉宏

笠間八八四

監事 奥峰 清一

桜井市大字笠一九二九

井岡 康夫

宇陀市大字陀守道三九五

桑原 誠人

菟田野見田三三五一

理事 箕輪 周治

桜井市大字吉隱四八

森 清人

笠一八六八

中畠 博

小夫嵩方五二八

尾植 基二

宇陀市大字陀岩清水三六一

井上 源一

小和田一三三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 箕輪 周治

桜井市大字吉隱四八

森 清人

笠一八六八

中畠 博

小夫嵩方五二八

尾植 基二

宇陀市大字陀岩清水三六一

井上 源一

小和田一三三

〃 〃 〃 〃 監事 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

福住 桑原 鴻池 奥峰 鴻池 大西 和田 中野 新貢 向田 吉岡
泰代 誠人 資啓 清一 嘉宏 正和 榮 理 実 俊夫 敬子 秀義

〃 〃 〃 櫻井市大字笠一九二九 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 野依二〇〇
〃 棕原萩乃里八三 〃 〃 〃 比布九六五 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 守道三七八
〃 菴田宇賀志五二一 〃 〃 〃 笠間八八四 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 佐倉一九四
〃 母里六〇三 菴田野見田一八六一 〃 〃 〃 宇陀市大字陀守道三九五 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃